

子育て配慮住宅の計画手法

— 子育てに配慮した住宅に関するガイドライン(案) —

国土交通省国土技術政策総合研究所住宅研究部長

長谷川

洋

1. はじめに

少子化が著しく進展している状況下で、子どもを産み・育てやすい住環境の実現が喫緊の政策課題となっている。『住生活基本計画（全国計画）』（平成28年3月18日閣議決定）では、目標1として「結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現」を掲げ、「結婚・出産を希望する若年世帯や子育て世帯が望む住宅を選択・確保できる環境の整備」等を政策目標に位置づけている。

こうした状況を踏まえ、国土交通省国土技術政策総合研究所においては、子育て世帯にとって安全・安心で快適な住まい（以下「子育て配慮住宅」という。）の計画手法についての研究を実施し、その成果を「子育てに配慮した住宅と居住環境に関するガイドライン(案)（以下「子育て配慮住宅ガイドライン案」または単に「ガイドライン(案)」という。）」として取りまとめ、平成30年12月に公表した。

本稿では、「子育て配慮住宅ガイドライン案」の概要について紹介する。

2. 子育て配慮住宅ガイドライン案の構成

「子育て配慮住宅ガイドライン案」は、次の内容で構成している。

(1) 配慮テーマおよび配慮事項のポイント解説

子育て配慮住宅の計画に係る基本的視点として、住宅に求められる基本性能（耐震性能、防火性能、省エネ性能）を満たしたうえで、「子育て・子育て」という観点から特に配慮が求められる視点として、次の4つの視点を設定している。

【視点1】子どもや妊婦にとって安全・安心な環境：子育てで想定される住宅

内での事故リスクを軽減し、防犯性や交通安全性、災害安全性等を備えた、安全で安心できる住まい

【視点2】子どもの健やかな成長を支える環境：子どもの健康や学習、地域との交流等、子どもの健やかな成長（子育て）を支える住まい

【視点3】快適に子育てできる環境：子育てで負担が増す家事や片付け、気遣い等、日頃のストレスを軽減するための対応や、買い物の利便性等を備えた、快適な子育てを支える住まい

【視点4】親（保護者）が快適に暮らせる環境：子育て中の親（保護者）が、日常生活の中でくつろぎやゆとりを持てるなど、個人としての快適な暮らし

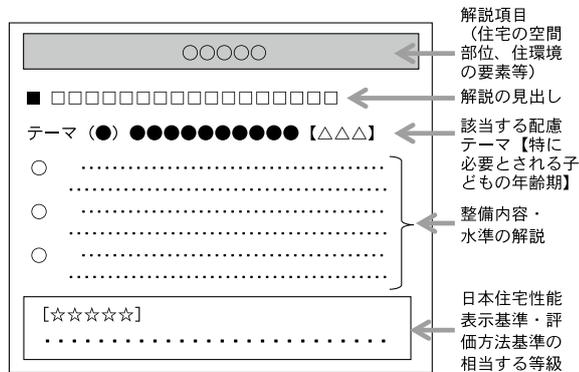


図1 整備内容・水準の解説のフォーマット

表1 住宅タイプ・空間等別の解説項目の全体像

住宅タイプ・空間等	解説項目
【全住宅】 住戸専用部分	○全般事項：間取り、床・壁の構造、壁の出隅・柱等、内装材、ドア、窓・窓サッシ、収納、コンセント、電気スイッチ ○空間別：玄関、廊下、階段、トイレ、浴室・脱衣所・洗面所、キッチン、リビング、寝室、子ども部屋、趣味スペース、宿泊スペース、バルコニー、サンルーム
【戸建住宅】 敷地内	○全般事項：敷地内全般 ○空間別：玄関アプローチ、庭、カーポート
【共同住宅】 共用部分・敷地内	○共用部分空間別：エントランス・エントランスホール、エレベーター・エレベーターホール、共用廊下、共用階段、キッズルーム・集会所、トランクルーム、宿泊室、機械室等、防災備蓄庫等 ○敷地全般事項：敷地内全般 ○敷地内空間別：プレイロット・菜園・広場等、歩行者道・敷地内通路、自転車置場、駐車場・車道、ゴミ集積所
【全住宅】 立地環境	○災害安全性：交通安全性、防犯安全性、災害安全性 ○子育て環境：祖父母の家、子育て支援拠点、保育所・認定こども園・幼稚園、小・中学校、学童保育施設、図書館、習いごと教室、教育上ふさわしくない施設、公園・広場等、児童館・子育てひろば等 ○生活環境：公共交通機関、医療機関、買い物施設等、通勤
【全住宅】 コミュニティ・地域活動	○目的・機能別：子育て親子の交流、多世代の交流、交通安全パトロール、地域防犯活動、地域防災活動、子育てを支える地域コミュニティ、友人・知人
【全住宅】 子育てサービス	○目的・機能別：子育て親子の交流、子育て相談、子どもの一時預かり、子育て・子育て支援施設の供給促進、各種サービスの情報提供

を支える住まい

これらの基本的視点に基づき、具体的に計画につなげる際の計50の配慮テーマを設定し、配慮テーマごとに、子育て・子育ての観点からの当該テーマの必要性・重要性、各テーマにおける計画上の配慮事項の考え方のポイントについて解説をしている。

(2) 空間部位等別の整備内容・水準の技術的解説

住宅の供給者や居住者(消費者)にとって分かりやすいよう住宅の具体的な空間部位である「住戸専用部分」、「共用部分(共同住宅)」、「敷地内(戸建住宅・共同住宅)」、および住環境の構成要素である「立地環境」、「コミュニティ・地域活動」、「子育て・子育て支援サービス」の区分ごとに、子育て配慮住宅としての整備内

容・水準の技術的な考え方や目安を解説している。

住宅タイプ(戸建住宅、共同住宅(マンション・賃貸住宅))、住宅の空間部位や住環境の構成要素別に解説している項目の全体像を表-1に示す。

また、整備内容・水準の解説のフォーマットを図-1に示す。解説では、整備内容の主旨や必要性が理解しやすいよう、配慮テーマを参照できるようにしている。

表-2 住宅タイプ・空間等別の解説例(概要・抄)〈住戸専用部分：【リビング・キッチン】〉

配慮事項	目的	年齢期	技術的解説(概要)
①リビングを中心とした間取りとする	健やかな成長を支える	全般	・リビングは家族の日常生活の中心となる場所であるため、日常の生活動線の中心となるよう、間取り上の工夫をする。 ・子どもの日中の居場所となるリビングに隣接して台所や洗濯スペース等を配置し、子どもから親の様子がうかがえるように、見通しを確保する。 ・階段は、子どもの帰宅や外出の気配を認識できるよう、リビングアクセス階段とすることが望ましい。階段にはチャイルドフェンスを設置できるよう、袖壁等に下地処理をしておく。
②親子でくつろぎ、子どもが遊び・勉強ができる広さとする	子どもの健やかな成長を支える空間づくり	全般	・リビングは、親子でくつろいだり、乳児がほふく(ハイハイ)したり、子どもが遊んだり、勉強したりできる広さを確保する。リビングは12㎡以上、ダイニングと一体となったリビング・ダイニングで15㎡以上を確保することが望ましい。 ・リビングに接続して、子どもが自由に遊んだり、昼寝をしたりできるなど、リビングと一体的に利用できる和室を設けることが望ましい。なお、畳は樹脂畳を採用するなど、アレルギーの発症(ダニ・カビの発生のしにくさ)の防止に配慮する。
③窓は日当たり・風通しが良く、外部空間を認識しやすい位置に設ける	健やかな成長を支える	全般	・子どもが長く過ごすリビングは、日照や採光が十分に行き届く場所に配置する。リビングは、南向きの窓があることが望ましい。 ・リビングの窓は子どもの視線の高さに配慮し、子どもが身の回りの外部空間(外の景色)を認識しやすい位置に設けることが望ましい。
④使いやすい収納スペースを設ける	自主性を育てる	乳児期～幼児期	・リビングには、子どもの絵本やおもちゃ、保育園・幼稚園への持ち物・着替え等を一か所にまとめて収納できるスペースを確保する。
⑤キッチンにチャイルドフェンスを設置できる構造とする	危険箇所への侵入事故の防止	乳児期～幼児前期	・台所入口にチャイルドフェンスを備え付ける、又は、設置(子どもの成長に応じて取り外し)ができるよう、袖壁等に下地処理をしておく。
⑥キッチンからリビングへ見通しを確保する	子どもの様子把握/事故防止	乳児期～幼児前期	・キッチンで調理しながらリビングの子どもの様子を把握しやすいよう、居室の配置、間仕切りの構造に配慮する。対面形式のオープンキッチンとすることが望ましい。
⑦子どもが手伝いできる広さとしやすさを確保する	健やかな成長を支える	幼児後期 小学生～	・台所は子どもが手伝いをしやすい広さを確保する。 ・使いやすさの観点から、子どもが調理の手伝いのできる作業台や調理している横で勉強等できる多目的のカウンターを設置することが望ましい

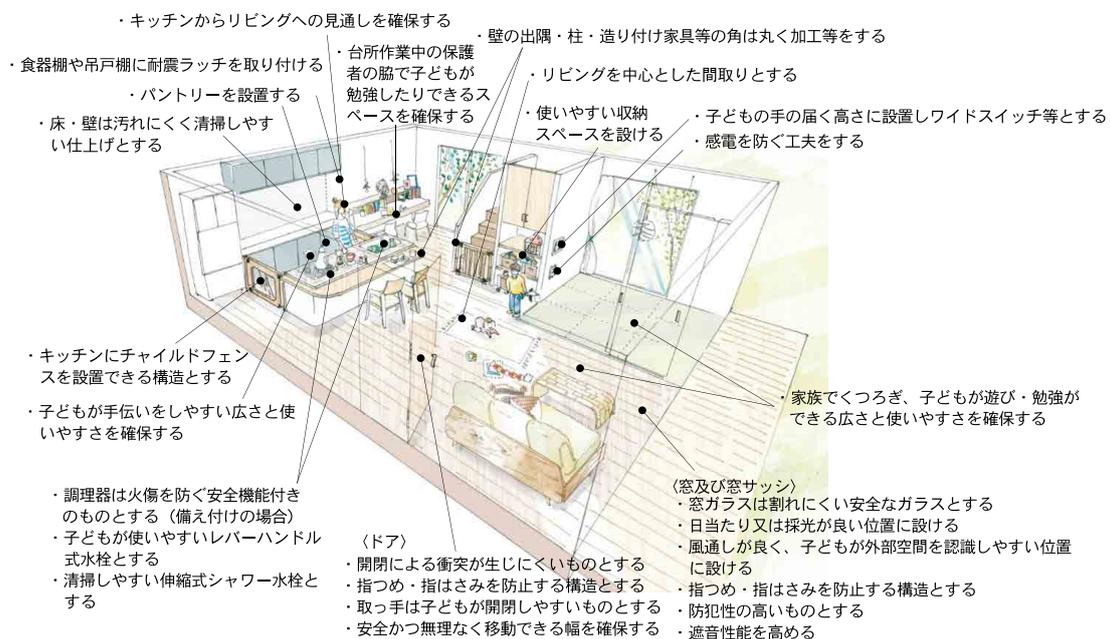


図-2 住宅専有部分の【リビング・キッチン】の計画上の配慮事項(例)

表-3 各配慮事項の重要度ランクの設定例（住宅専有部分：【リビング・キッチン】）

空間部位 対象	配慮事項	戸建住宅				共同住宅			
		乳幼児～		小学生～		乳幼児～		小学生～	
		新築	既存	新築	既存	新築	既存	新築	既存
リビング	①リビングを中心とした間取りとする	A	B	A	B	C	C	C	C
	②親子でくつろぎ、子どもが遊び・勉強ができる広さとする	A	B	A	B	A	B	A	B
	③窓は日当たり又は風通しが良い位置に設ける	A	B	A	B	A	B	A	B
	④使いやすい収納スペースを設ける	A	B	A	B	A	B	A	B
キッチン	①キッチンにチャイルドフェンスを設置できる構造とする	A	B	—	—	A	B	—	—
	②据え付け調理器は火傷を防ぐ安全機能付きとする	A	B	A	B	A	B	A	B
	③食器棚や吊り戸棚に耐震ラッチを取り付ける	C	C	C	C	C	C	C	C
	④キッチンからリビングへの見通しを確保する	A	B	A	B	A	B	A	B
	⑤子どもが手伝いをしやすい広さと使いやすさを確保する	B	B	B	B	B	B	B	B
	⑥子どもが使いやすいレバーハンドル式水栓とする	A	B	A	B	B	B	B	B
出隅・柱	①壁の出隅・柱・造りつけ家具等の角は丸く加工等する	A	B	B	C	A	B	B	C
コンセント	②コンセントは感電を防ぐ工夫をする	B	B	C	C	B	B	C	C
ドア・ 窓サッシ	①指詰め・指挟みの防止に配慮した構造とする	A	B	C	C	A	B	C	C
	②ドアの取っ手は開閉が容易なものとする	B	B	B	C	B	B	B	C
	③窓は防犯性に配慮した構造とする	A	A	A	A	A	A	A	A
	④窓は遮音性に配慮した構造とする	B	B	B	B	B	B	B	B
電気スイッチ	①子どもの手の届きやすい高さでワイドスイッチとする	B	B	C	C	B	B	C	C

さらに、当該テーマが特に必要とされる子どもの年齢期、日本住宅性能表示基準・評価方法基準の相当する等級等の情報を付記している（3. 参照）。

（3）各配慮事項の重要度の設定例

子育て配慮住宅としては、配慮事項のすべてが満たされることが理想であるが、一方で、住宅を供給・建築するうえでの地域の住宅・土地事情、市場性や価格等の条件に照らせば、すべての配慮事項を実現することは難しい場合が考えられる。また、子どもの年齢や対象とする住宅のタイプ（住宅所有関係、建て方、構造）の違いによっても、各配慮事項の必要性は異なる。

そこで、子育て配慮住宅の市場での普及やそれを支援する地方公共団体等の取組みを推進するため、参考情報として、子どもの年齢期、住宅タイプ、新築・既存住宅（改修）別に、各配慮事項の重要度ランクの設定の考え方や、具体的な重要度の設定例について解説している（4. 参照）。

3. 子育て配慮住宅の整備内容・水準の技術的解説について

住宅タイプ・空間等別の整備内容・水準の技術的解説の概要について例示する。表-2は住戸専用部分の【リビング・キッチン】について、配慮事項ごとに技術的解説の概要を示している。また、解説をわかりやすく示す観点から、配慮事項をパース図上に表現したものが図-2である。

4. 子育て配慮住宅の各配慮事項の重要度の設定について

各配慮事項について、子育ての安全性（事故の起こりやすさや事故が起こった場合の重大さ）や快適性、子どもの健全な成長等に及ぼす影響の大きさに着目し、重要度の評価について検討し、重要度ランクの考え方・設定例を提示している。重要度は、次の「A」、「B」、「C」の3段階で評価・表示する。

- ・「A」：子育て配慮住宅として確保されていることが特に重要なもの（重要項目）
- ・「B」：子育て配慮住宅として確保されていることが望ましいもの（推奨項目）
- ・「C」：子育て配慮住宅としてニーズ等に応じて配慮することが考えられるもの（検討項目）

なお、重要度の評価にあたっては、子育て世帯が居住すると考えられる標準的な住宅タイプを想定し、「乳幼児期での居住が中心で、子どもの成長に伴い住み替え」の場合、「小学生以降の時期からの入居が中心」の場合、「乳幼児期に入居し、小学生期以降も住み続ける」場合の3パターンについて重要度の考え方を示している。また、実現の難易度の観点から、新築住宅と既存住宅の活用（改修等）のケースに分けて示している。

表-3にリビング・キッチンについての重要度ランクの設定例を示している。なお、「乳幼児期に入居し、小学生期以降も住み続ける場合」は、「乳幼児期」

または「小学生以降」の高い方のランクを適用する。

5. おわりに

子育て配慮住宅ガイドライン案は、事業者における子育てに配慮した住宅の企画・設計の基準づくり、地方公共団体における子育てに配慮した住宅の普及に向けた支援制度づくり等に活用されることを想定している。

本ガイドライン案の全文は、下記の国土交通省国土技術政策総合研究所のホームページよりダウンロードが可能である（http://www.nilim.go.jp/lab/iag/guideline_HousingPlanning_childcare.htm）。有効にご活用いただき、安全・安心で快適な子育て配慮住宅の普及が進むことを通じて、新婚・子育て世帯の子どもを産み・育てやすい住まいの選択・確保がより容易となることを期待している。

なお、本ガイドラインは、「(案)」を付しているとおおり、現時点での一つの考え方を示したものである。今後、新たなノウハウ・事例情報等の蓄積を踏まえつつ、必要に応じて内容を精査・更新していく予定である。